

仕 様 書

委託業務名

令和7年度下関市民会館吸収式冷暖房機冷却塔
整備業務

観光スポーツ文化部 文化振興課

特記仕様書

1. 委託業務名

令和7年度下関市民会館吸収式冷暖房機冷却塔整備業務

2. 履行期限

契約日から令和8年3月20日（金）まで

3. 業務目的

下関市民会館の吸収式冷暖房機冷却塔の整備を行うもの。

4. 業務の実施場所

下関市竹崎町四丁目5番1号

5. 業務内容

- ① 別添設計図のとおり
- ② 別添設計書のとおり（内訳については参考とする。）

6. 施工条件

施工については、施設運営に支障がないよう、施設管理者と協議の上、施工を行うこと。

7. その他

- ① 履行に際しては、市の指示に従うこと。
- ② 安全及び環境に十分配慮して実施すること。
- ③ 作業員が起こした損害については、受託者が責任を負うこと。
- ④ その他協議が必要な事項が発生した場合は、市と随時、遅延なく協議の上解決し業務を行うものとする。
- ⑤ 本特記仕様書と別に、特記仕様書別紙1～3を遵守すること。
- ⑥ 業務に際して、関係法令を遵守すること。

8. 施工前提出書類(各 1 部)

- ① 実施工程表
- ② 納入仕様書
- ③ その他市が指示するもの

9. 完成時提出書類(各 2 部)

- ① 業務写真(完成、施工中、施工前)
- ② 各種検査に係る結果報告書等
- ③ 産業廃棄物管理票の写し
- ④ その他市が指示するもの

別紙 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、市の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受託者は、市の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために市から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、市の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこ

れに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 受託者は、この契約による業務を処理するために市から引き渡され、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

別紙 2

特記仕様書（環境編簡易）

市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。

- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙 3

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 市と受託者は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれ

に従わなかったとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

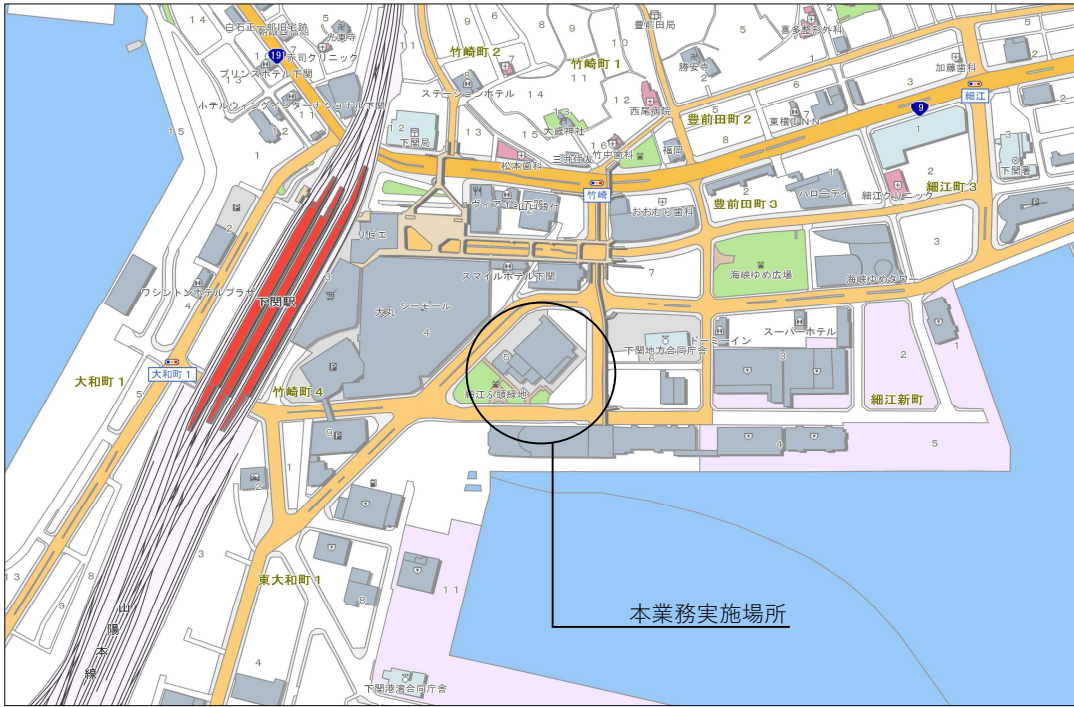
第3条 市は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定により、市が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

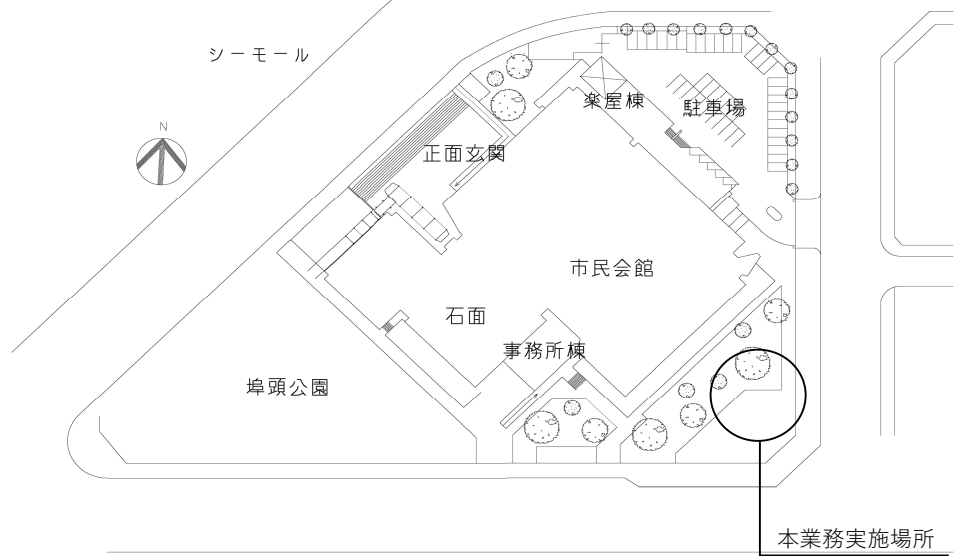
(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 受託者は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 市、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。



附近見取図



配置図

【業務概要】

本業務は、吸収式冷暖房機冷却塔の整備を行うもの。

【既設機器表】

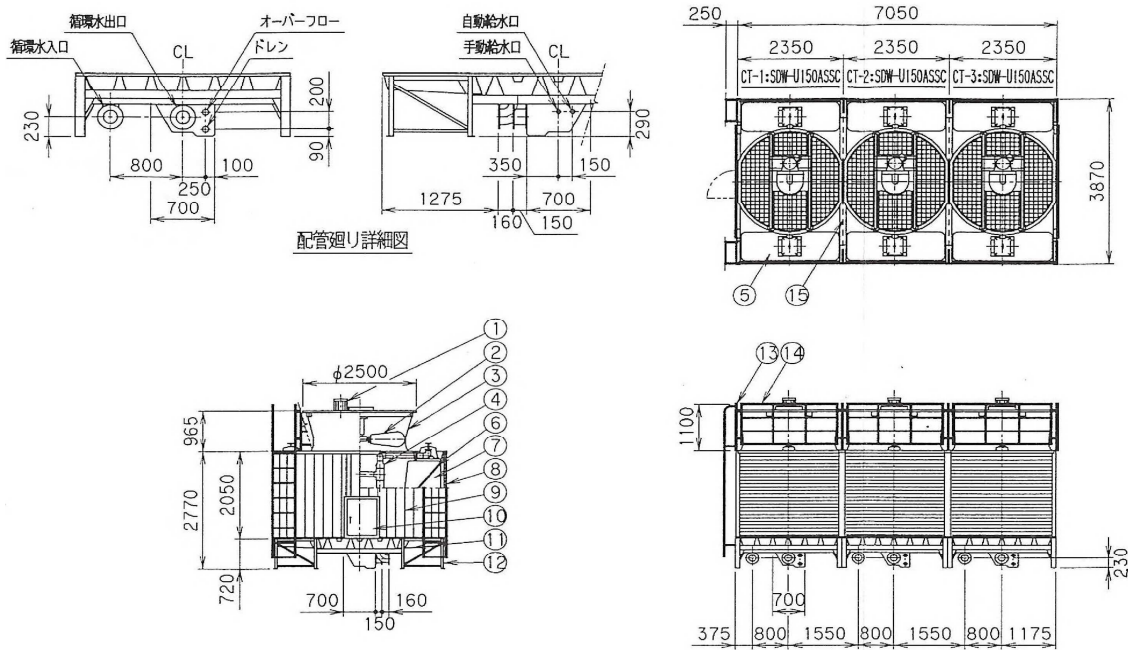
型式	SDW-U450ASSCT
機番	720553C
冷却能力	825,000kcal/h×3
冷却水温度	入37.5℃ 出32℃
冷却水量	150m ³ /hr×3
モーター	5.5kW×4P×3
電流値	22.0A×3 60Hz/200V
駆動方式	ベルト
製造メーカー	(株)荏原シンワ
完成年月	平成9年12月

【整備内容】

- 1) 駆動部部品交換
- 2) 充填材交換
- 3) 散水版カバー取付
- 4) 冷却塔配管塗装

【交換部品等一覧表】

名称	品番等	数量	単位
(冷却塔取替部品)			
IE3モーター東芝	5.5k-4P-200-60Hz	3	台
プーリー (大)	SP3V500-4	3	個
プーリーブッシング (大)	TB11055×56F	3	個
プーリー (小)	SP3V90-4	3	個
プーリーブッシング (小)	TB6340×38F	3	個
ウェッジベルト	2R-3V-750	6	本
ベアリングボックス		3	台
充填剤		3	式
充填材受け		6	枚
散水板カバー		6	枚
(冷却塔配管塗装)			
変性エポキシ	下塗り (2回/70μ)	1	式
フッ素樹脂	中塗り (1回/30μ)	1	式
フッ素樹脂	上塗り (1回/25μ)	1	式
塗料	エポオール 下塗り	1	式
塗料	Vフロン#100H 中塗り	1	式
塗料	Vフロン#101H 上塗り (既存色)	1	式



機器図

業務名

令和7年度下関市民会館吸収式冷暖房機冷却塔整備

図名

附近見取図 配置図 機器図
既設機器表 交換部品等一覧表

単位 mm

1/1

[illegible]

業務費内訳

番号	名 称	規 格 ・ 寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
A	直接業務費		1	式			
B	諸経費	資材運搬交通費・資材送料含む	1	式			

整備 細目別内訳							
科目		整備	中科目	整備			
番号	名 称	規 格 ・ 寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
1	(冷却塔整備工事費)						
	駆動部部品交換作業		1	式			
	充填材交換作業		1	式			
	散水版カバー取付作業		1	式			
	小計						
2	(冷却塔取替部品費)						
	IE3モーター東芝 5.5k-4P-200-60Hz		3	台			
	プーリー (大) SP3V500-4		3	個			
	プーリーブッシング (大) TB11055×56F		3	個			
	プーリー (小) SP3V90-4		3	個			
	プーリーブッシング (小) TB6340×38F		3	個			
	ウェッジベルト 2R-3V-750		6	本			

分解点検整備 細目別内訳							
科目		分解点検整備	中科目	分解点検整備			
番号	名 称	規 格 ・ 寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	ベアリングボックス		3	台			
	充填剤		3	式			
	充填材受け		6	枚			
	散水板カバー		6	枚			
	小計						
3	(冷却塔配管塗装工事費)		6	本			
	下処理 (ケレン作業)		1	式			
	変性エポキシ 下塗り (2回/70 μ)		1	式			
	フッ素樹脂 中塗り (1回/30 μ)		1	式			
	フッ素樹脂 上塗り (1回/25 μ)		1	式			
	塗料 エポオール 下塗り		1	式			
	塗料 Vフロン#100H 中塗り		1	式			

分解点検整備 細目別内訳							
科目		分解点検整備	中科目	分解点検整備			
番号	名 称	規 格 ・ 寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	塗料 Vフロン#101H 上塗り（既存色）		1	式			
	塗料用 各専用シンナー		1	式			
	小計						
4	産業廃棄物運搬処理費		1	式			
5	副資材及び消耗雑材費		1	式			
	小計						
	計						